

とっとりワーホリ支援補助金のご案内

この事業は、県内外の若者等が、一定期間本県内の地域に滞在し、就労しながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを学ぶ「とっとり暮らしワーキングホリデー」の受入れを支援し、地域の活力向上に資するとともに、将来的な本県への移住を掘り起こすことにより、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、「ヒト・情報」の流れを創出するため、その経費の一部を補助するものです。

これまで約150名の若者がとっとり暮らしを体験し、ワーホリ終了後も定期的に訪れるなど、その地域と継続して関わってくれています。

ステップ1 受入事業提案の募集

うちでは、こんな魅力的な受入れができますよ！

1 実施主体

本県での暮らしを丸ごと体験し、地域との関わりを深めてもらう観点から、参加者に対し、就労場所、滞在場所、地域住民との交流や学びの場を一体的に提供できる本県内の市町村、個人、団体、NPO、その他任意組織（相談窓口の設置義務などあり）

2 参加者の滞在要件

県内参加者：3日～1週間程度 県外参加者：2週間～1ヶ月程度

3 事業実施期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

※例年、**夏期、冬期**に都市圏でワーキングホリデー参加者を対象とした**合同説明会**を実施しています。

ステップ2 補助金交付対象団体に選定

提案いただいた事業を審査し、補助金交付対象団体を選定します。

ステップ3 参加者募集

ステップ3以降は、補助金交付対象団体のみが対象です

- ・年齢制限を設けてはいけません。
- ・事業内容やイメージ写真等を記載したチラシデータを作成いただけます。
- ・国及び県がホームページ等で広報を行いますが、実施主体においてもホームページ等で広報してください。

ステップ4 参加決定！

滞在期間や勤務条件などを両者で調整し、協議が整えば、参加決定！

※参加者に対して、活動・支援内容や県の補助事業であることを必ず事前にご説明ください。



ステップ5 補助金交付申請

参加者1人ごとに交付申請を行う必要があります。

補助金交付決定は、交付申請の**先着順**であるため、**早期に事業提案を行う必要があります。**

1 事業提案内容（例）

- ①受入可能期間（参加者の滞在期間）
例：○月○日～○月○日のうち、1回あたり2週間
- ②参加可能延べ人数
例：6人
- ③1回あたりの最大受入可能人数
例：2人
- ④就労場所
例：○○農園（梨栽培）
- ⑤就労（作業）形態
例：有給（時給○円、勤務日まなかい2食無料）／ボランティア（無給）
- ⑥滞在場所
例：近隣ゲストハウス（3,000円/泊）
社員寮（1,000円/泊、別途布団リース要、個室、共用風呂、共用洗濯機有）
- ⑦交流・学びの場の内容
例：地域住民・社員との交流会、地域行事への参加、○○作り体験
- ⑧参加者への支援内容
例：宿泊助成 上限 宿泊日数×3,000円
県内旅費助成 上限 滞在日数×1,000円、滞在中、自転車貸与あり
受入地域までの旅費助成
関東なら往復20,000円、関西なら往復10,000円、県内なら往復5,000円



補助対象団体（H30～R2）

- 【東部】学生人材バンク（鳥取市）、山王アウトドアクラブ（鳥取市）、体験と民泊もちがせ週末住人の家（鳥取市）、鳥取県地域教育推進局（鳥取市）、たにがみ農園（鳥取市）、Workplays（鳥取市）、龍神荘（岩美町）、シーサイドうらどめ（岩美町）、タルマリー（智頭町）、森のようちえん まるたんぼう（智頭町）、みたき園（智頭町）、SENRO（八頭町）、隼えにし（八頭町）
- 【中部】倉吉やしろ彩菜家（倉吉市）
- 【西部】黒坂フェスタ実行委員会（日野町）、こうふのたより（江府町）

2 実施団体への支援

参加者受入に要する次の経費。なお、参加者が負担する下記経費に対する助成に要する経費を含む。

ア 参加者の滞在中に要する経費（実費）

宿泊数×3,000円を上限とする。

※飲食代は対象外とし、1人あたり県外からの参加者66,000円、県内からの参加者18,000円を上限。

イ 参加者の県内移動に要する経費（実費）

滞在日数×1,000円を上限とする。

※ガソリン代は対象外とし、1人あたり県外からの参加者22,000円、県内からの参加者7,000円を上限。

※就労場所又は交流及び学びの場への移動に要する経費とする。

ウ ア、イを除く参加者受入れに要する経費（実費）

※1人あたり県外からの参加者28,000円、県内からの参加者8,000円を上限とする。

対象となる経費は次のとおりとする。

- ・労災保険、農作業中傷害保険及びボランティア保険等就労に伴い必要となる保険料
- ・作業着及び作業道具等就労に伴い必要となる経費
- ・交流イベント開催経費（軽食を除く飲食代は対象外とする）
- ・受入地域までの旅費（往復）（公共交通機関に限る。鳥取県内国内便エアースポーツ支援事業の支援を受ける航空運賃は対象外。）

【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁ふるさと人口政策課関係人口推進室（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7648 ファクシミリ：0857-26-8196 / 電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp